令和５年度交野市無線通信式防犯カメラ賃貸借

仕様書

令和５年４月

第１条　総則

第１項　件名

令和５年度交野市無線通信式防犯カメラ賃貸借

第２項　目的

防犯カメラの設置により、犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応を可能にすることで、地域における安全・安心を確保する。

第３項　概要

現在交野市が設置している街頭防犯カメラ１２４台は、全て通学路又は公園に設置しているが、交野市内の公共性の高い場所の中で防犯カメラが未設置である箇所について、犯罪抑止及び捜査の迅速化の観点からカメラを増設する。

設置箇所については、街頭犯罪が頻発している付近の道路、市街地から山地等に続く道路等及びその他不特定多数の者が利用する場所等を中心に２０箇所を選定し、合計２０台のカメラを増設する。

今回導入する防犯カメラは、撮影した映像をSSD等の記録媒体に記録し、その映像を、専用端末機器を用いて無線LAN方式で閲覧・保存できるとともに、通信回線を利用した故障検知及びログ確認が行うことができる構成とする。

なお、賃借料には、周辺機器を含むハードウェア、ソフトウェア、ライセンス調達、設置・設定作業、固定資産税及び保守作業等の、本調達に係る一切の付帯経費を含めるものとする。

第４項　設置台数等

交野市内　20台

※設置場所の詳細は、別紙１「交野市無線通信式防犯カメラ設置場所一覧表」を参照すること。なお、何らかの事由により、発注者が設置場所の変更を求めた場合は、別途協議を行うものとする。

第５項　借入期間

借入期間は、令和5年10月1日から令和10年9月30日までとする。(60月)

第６項　設置期間等

契約締結後、令和5年9月30日までに設置及び動作確認を完了すること。

第７項　支払いに関する条件

契約事業者からの毎月の請求により、当該月分の請求書を受領してから30日以内に銀行振込にて支払うものとする。

第２条　一般事項

第１項　適用範囲

本仕様書は、交野市が発注する「令和５年度交野市無線通信式防犯カメラ賃貸借」の契約内容について必要な事項を示すものであり、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定めたものである。

第２項　適用基準

設置作業を行うにあたり、本仕様書に指定する以外の事項についても、条例及び関係法令等を遵守すること。

第３項　提出書類等

(1)　契約締結後、設置作業に支障をきたすことが無いように、速やかに次の書類を提出すること。

・設置作業の手続きに必要な申請書、図面、副本等の全ての書類
・施工計画書（着手届、工程表、従事者名簿、承認図等）
・防犯カメラの撮影範囲が分かる写真

(2)　設置作業完了後、下記の書類を紙面と電子データにて速やかに提出すること。

提出書類	記載内容	備考
カメラ一覧表	・カメラ番号 ・設置校区名 ・設置住所 ・設置箇所目印 ・設置柱区分 ・設置柱番号 ・占用場所区分 ・占用場所の路線名等 ・占用許可期間 ・備考等 を記載すること。	
設置箇所位置図	ゼンリン等が作成する住宅地図上に、 ・防犯カメラ設置地点 ・防犯カメラ番号 ・設置柱番号 ・校区名 を記載した位置図を作成すること。	市内全体図と、校区毎の詳細図の２種類
管理台帳	カメラ一覧表の記載内容に加え、 ・防犯カメラの撮影画像 ・周辺道路を含めた防犯カメラの遠景	カメラ１台あたり１枚ずつ作成すること。台帳の様式は別途協

	写真 ・設置柱の番号札を含めた近接写真 ・防犯カメラ設置箇所の地図 を記載した台帳を、カメラごとに 1 部ずつ作成すること。	議を行うこと。
GIS 用の防犯カメラ座標データ	GIS 用の防犯カメラ設置位置の座標データを納品すること。	納品時のデータ形式は、発注者と別途協議を行うこと。
取扱説明書	納品する全ての機器の取扱説明書を準備すること。また、ソフトウェアの簡易説明書も作成すること。	
カメラ映像	設置時に防犯カメラが撮影した映像データを納品すること。	撮影期間については別途協議を行うこと。
その他	完了報告書等	

第４項　報告・連絡

受注者は、設置作業の進捗状況について、必ず口頭又は電話等により発注者に報告すること。また、設置場所の区長等が設置作業の立会を希望する場合は、設置作業日の調整等を行うとともに、発注者と緊密な連絡を図り、設置作業全般の責にあたること。

第５項　官公署等への手続き

受注者は、設置作業に必要な官公署や企業等への手続きについて、発注者への支援を遅滞なく行うこと。なお、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。

第６項　施工上の注意

次に掲げる事項は、すべて受注者が主体的に行うこと。

(1) 受注者は、施工、調整及び保守点検については、電気工事士２種資格者以上かつ、共架柱所有者が求める資格の取得者に行わせること。

(2) 受注者は、施工前に設置する場所の現地調査を行い、施工にあたっては、本仕様書等を遵守の上、確実・堅牢・美観に留意して行うこと。

(3) 受注者は、電力会社及び道路管理者等が所管する柱等に共架する場合は、当該管理者等と打ち合わせを行い、指示を受けた上で施工すること。なお、防犯カメラ共架及びケーブル敷設等の許可申請を、遅延なく適正に行うこと。

(4) 受注者は、防犯カメラの電源を電力会社等が所管する柱等に設ける場合、事前に必要な許可を得た上で施工すること。また、電源ボックス等の箱体を設置する必要がある場合についても、必要な許可を得た上で施工すること。

(5) 受注者は、家屋等が映像に写りこむ場合は、プライバシーに最大限配慮し、マスキングや画角調整等により、窓、玄関、ベランダ等が映り込まないように対策を講

じること。なお、マスキングや画角調整等を行っても、近隣住民の納得を得られない場合は、発注者及び区長等と協議の上、他の電柱への移設等の対応を行うこと。

(6) 受注者は、防犯カメラ及びケーブル（地下埋設ケーブルの場合も含む）等に、別に定める各機能を有し、かつ、電力会社等の技術取扱基準に適合するものを選定すること。また、防犯カメラやケーブル等の設置方法、設置位置及び設置場所に関しては発注者の指示に従い、やむを得ず変更する際には、発注者と協議し承認を得ること。

(7) 受注者は、施工にあたり、通行及び居住者等に支障をきたさないように十分留意すること。

(8) 受注者は、施工にあたり、必要な保安資機材を活用するとともに、必ず保安要員を配置し、第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。

(9) 受注者は、施工にあたり、第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、人命救助措置を行った後、現場の状況を発注者に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、その補償を行うこと。

(10) 受注者は、施工中の資材、撤去物及び残土等廃棄物等の不要物を適正に処分すること。

(11) 受注者は、防犯カメラの設置作業を原則として平日 9 時から 18 時までに行うこと。

(12) 受注者は、第１条第２項の目的を鑑み、設置作業の期間内であっても、発注者の依頼に応じて防犯カメラの画像データを取り出すことができるようにすること。また、それにあたり、発注者に対して、防犯カメラの設定、設置、操作等の説明等を行うこと。

(13) 受注者は、設置する機器について十分な耐震対策を講じ、発注者の承認を得ること。

(14) 受注者は、防犯カメラの設置にあたり、瞬間最大風速 60m/s であってもそれに耐えうるように、その配線や付属物等も含めて確実・堅牢に施工すること。

(15) 受注者は、カメラ・周辺機器・配線に、防水・防塵対策を行うこと。

(16) 受注者は、各機器の電源供給回路について、避雷等による他の機器への影響を、可能な限り与えないよう保護対策を講じること。

(17) 受注者は、機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないようにするとともに、近隣住民等に迷惑を及ぼさないようにすること。また、他の機器からの電気雑音によって誤作動しないように施工すること。

(18) 受注者は、防犯カメラに供給する電源が交通信号機や照明灯等と併用される場合は、分電点から独立した系統とし、併設する機器に影響を与えないようにすること。

(19) 受注者は、使用材料の選定にあたっては、日本工業規格（JIS）のあるものはそれを使用すること。それ以外のものを使用する場合については、発注者の承認を受

け、かつ、社内検査を実施し、検査に合格したものを使用すること。

(20) 本仕様書に明記しないものであっても、施工上当然必要とするものについては、受注者の責任において施工すること。

第７項　施工完了時

(1) 受注者は、施工完了時、第２条第３項(2)の書類を発注者に提出し、完了報告を行うこと。

(2) 発注者は、設置された防犯カメラ及び提出された書類等の確認を行う。

(3) 発注者は、補修（設置方法、撮影方向、記録映像の精度等）の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行う。

第８項　費用負担

(1) 次の①～⑨の費用については、すべて賃借料に含むこと。

① 防犯カメラ機器の搬入及び搬出に係る費用

② 防犯カメラ機器の設置作業、調整、検査、変更に係る費用

③ 防犯カメラ機器及び専用端末機器の取り扱いの説明に係る費用

④ 防犯カメラ機器を正常な状態に維持管理するための費用

⑤ 防犯カメラ設置柱の更新・移設時における防犯カメラ機器の移設等の費用

⑥ 令和５年９月 30 日迄に発生する防犯カメラに係る電気料金、共架料及び占用料

⑦ 防犯カメラ機器の設置作業に必要となる各種申請に係る費用

⑧ 納品物に固定資産税が発生した場合のその費用

⑨ 第２条第７項(3)における補修に係る費用

(2) 発注者は、令和５年 10 月から 60 ヶ月間において、本仕様書による防犯カメラの賃貸借に係る費用を支払う。また、令和５年 10 月以降に発生する電気料金、共架料及び占用料は、発注者が負担する。

第３条　システムの仕様

第１項　概要

本システムは、交野市内２０ヶ所に設置された防犯カメラによって、交野市内の映像を 24 時間撮影、記録することができる構成とする。防犯カメラに記録された映像は、必要に応じて専用端末機器にて閲覧及び保存できるものとする。また、防犯カメラに異常が発生した際は、遠隔で検知が出来る構成とする。

なお、専用端末機器に使用する端末は、発注者準備とし、受注者はその設定作業を行う。また、契約期間中に、防犯カメラの映像が閲覧できない期間が発生しないように、保守業務の一環として専用端末機器の予備機を受注者で準備する。

第２項　システムの設計条件

(1) 防犯カメラの数量及び設置場所

① 数量

設置場所	品名	数量
交野市内	防犯カメラ	20 台
交野市内	告知板	20 枚

② 機器設置場所

交野市内　20 台

※設置場所の詳細は、別紙 1「交野市無線通信式防犯カメラ設置場所一覧表」を参照すること。なお、何らかの事由により、発注者が設置場所の変更を求めた場合は、別途協議を行うものとする。

(2) 専用端末機器の数量及び納品場所

① 数量

設置場所	品名	数量
交野市役所	映像確認用 PC（端末は発注者準備）	2 台

② 設定作業

発注者準備の端末 2 台を専用端末機器として使用できるように、キッティングやソフトウェアの設定作業等を行うこと。

(3) 防犯カメラと専用端末機器の接続構成

防犯カメラと専用端末機器は、無線 LAN 方式で接続すること。なお、受注者は、維持経費や伝送速度等を考慮したうえで、最適なシステムを設計すること。

(4) 屋外に設置する機器の使用条件

屋外に設置する各機器は、次の使用条件で動作すること。

項目	使用条件
電源電圧	AC100V
使用温度	-10℃～50℃

(5) 運用時間

本システムは、24 時間 365 日連続運用とする。

(6) セキュリティ

本システムは、通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その方式については発注者の承認を得ること。

① MAC アドレスフィルタリング機能及び WPA2-PSK（AES）を採用し、第三者による無線 LAN の不正アクセスを防止する処置を講じること。

② 防犯カメラはアクセスポイントの管理者用パスワードの設定、更新及び映像データを第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。

③ 防犯カメラは特殊ネジ等で固定され、防盗性能に優れたものであること。

④ データの検索・閲覧、機器の操作等、各段階における利用可能者のアクセス権限の設定とアクセスログを記録する機能を有すること。

⑤ 防犯カメラの記録媒体に保存された映像は、専用のソフトウェアを用いて閲覧するものとし、そのソフトウェア以外では閲覧ができないこと。また、防犯カメラ

単体では映像を再生することができない仕組みであること。

(7) 故障検知等 IoT 機能について

本システム及び防犯カメラは、カメラ本体の録画停止や電源の切断等カメラ本体の起動状態が変化する際や、無線 LAN の利用による録画画像の取得の際などに、受注者が遠隔で検知できる IoT 機能を有すること。ＬＰＷＡ等の回線（以下通信回線とする）を通じて受注者が手配するネットワークサーバへ信号を送信し、その信号を受注者が手配する外部サーバに蓄積するとともに、指定のメールアドレスへのＥメール発信等を行うことができること。なお、カメラ設置場所の通信環境に応じて適切な通信回線を選択すること。

① 外部サーバに蓄積する信号は、過去２年分以上の履歴データとすること。

② 今回導入する防犯カメラ（20 台分）の履歴情報（上記①の過去の履歴も含めた全ての履歴）を一括して CSV ファイル形式でダウンロードすることができること。

③ 防犯カメラ本体の録画停止や電源の切断等の際に発信される信号（E メール）が、受注者に届いた場合は、速やかに必要な対応を行うこと。

④ 無線 LAN の利用による録画画像の取得の際に、通信回線を通じてネットワークサーバへ信号を送信し、その信号を外部サーバに蓄積する際には、防犯カメラへのアクセスに利用した専用端末機器の情報も含めたものとすること。

⑤ サーバから発信されるＥメールのメールアドレスは、5 つ以上指定することができること。

⑥ 無線 LAN の利用による録画画像の取得の際に送信されるＥメールのメールアドレスは、それ以外の要因により送信されるＥメールのメールアドレスとは異なるメールアドレスを指定することができること。

第４条　機器の仕様

第１項　防犯カメラ

(1) 要求する機能の定義

防犯カメラは、交野市の街頭を 24 時間 365 日撮影、記録する機器である。犯罪捜査で使用することから、鮮明な映像を撮影できる能力と高い耐久性を持つ新品の機器であるとともに、映像を閲覧、保存するために、無線 LAN 方式で専用端末機器と通信を行うことができる必要がある。

(2) 機器性能と仕様

区分	品目	仕様等	
防犯カメラ	カメラ部	カメラデバイス	1/2.8 型プログレッシブ CMOS 相当であること。
		有効画素数	1920(水平)×1080(垂直)以上であること。
		レンズ性能	F1.5 以上の可変焦点レンズであること。また、焦点距離 3 倍以上であること。

		赤外線性能	照射距離 30m、撮影画角内を照射出来ること。
		最低被写体照度	デイナイト機能を有すること。また、カラー：0.01Lux（スローシャッターOff 時)、0.0006Lux（スローシャッターOn 時)、白黒：0Lux（赤外線照射時）以上であること。
		圧縮方式	H.265、H.264 に対応すること。
		フリッカー防止	フリッカー（ちらつき）を防止する機能を有すること。
		アイリス	オートアイリス機能を有すること。
		逆光補正	逆光補正を行う機能を有すること。
		撮影範囲	水平 100°以上、垂直 50°以上で、画角を調整する機能を有すること。
		形状	公共の場所に設置することを考慮した形状、色であること。
		防塵防水性	IP66 以上であること。
		寸法	W:680mm×D:470mm×H:300mm 以内であること。
		塗色	事前に承認を得ること。
		異常表示	故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に視認できる機能を有すること。
		時間補正	ＧＰＳ等での自動時刻補正機能を有すること。
		無線 LAN	周波数は、免許不要でかつ屋外使用が可能なもので、5.6GHz 帯を使用する装置を基本構成とし、設置環境によって 5.6GHz 帯の伝送が実現できない場合は、別途協議し対応すること。また、無線伝送に必要な帯域を十分に確保すること。また、SSID ステルス機能があること。
		その他	(1) RBSS（優良防犯機器認定制度） 公益社団法人日本防犯設備協会が認定する RBSS （優良防犯機器認定制度)の認定を受けた機器であること。 (2) プライバシー保護機能 撮影画像内のマスキングを、防犯カメラ

			１台毎に 8 ヵ所以上を任意に指定できること。 (3) セキュリティ 第三者が安易に映像データを閲覧・再生できないようパスワード機能を有すること。 (4) 管理番号シール 歩行者から防犯カメラ番号が識別できるように、防犯カメラに管理番号シールを設置すること。(例：交野－001) (5) ライブ映像閲覧機能 専用端末機器を用いて、防犯カメラのライブ映像を閲覧できる機能を有すること。 (6) 採用実績 過去５年以内に、大阪府下の自治体で採用実績がある機種であること。 (7) その他 これらの機能以外で犯罪抑止活動に効果的な機能については、発注者と事前に協議すること。
	記録媒体	容量	自動車のナンバープレートが視認できる200 万画素以上の画質において、防犯カメラの映像を毎秒 10 枚以上記録できること。また、この画質で防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、10 日間以上記録できる容量を有すること。128GB 以上であること。
		耐久性	SSD は PCIe 以上、SD カードは国内正規品で aTLC 又は TLC 規格のものを用いること。
		記録方式	1920(水平)×1080(垂直)以上であること。
		圧縮方式	H.265、H.264 に対応すること。
告知板		設置箇所	防犯カメラ設置場所近辺に、１ヵ所につき２枚告知板を設置すること。
		その他	告知板の材質、形状、寸法、色、記載内容等については、発注者と協議すること。

第２項　専用端末機器

(1) 要求する機能の定義

防犯カメラの映像を閲覧・保存するための端末として、発注者は専用端末機器を準

備する。また、個人情報を取り扱うため、導入するソフトウェアや機器の接続方式については、十分なセキュリティを確保することが出来る構成であること。

受注者は端末の設定作業を行うこと。また、ソフトウェアや専用端末機器の取り扱い方法について、発注者へ説明を十分に行うこと。

(2) 発注者が準備する端末の性能

区分	品目	仕様等	
専用端末機器	本体	OS	Windows10（64bit）
		インターフェイス	USBポート1ヵ所以上
		サイズ	10型～16.0型程度（タッチ操作が可能であること）
		解像度	(1920×1080)以上

(3) 機器性能と仕様

ソフトウェア	セキュリティを確保するために、防犯カメラの映像の閲覧には専用のソフトウェアを用いる必要があること。また、防犯カメラ単体では映像を再生することができない仕組みであること。

第５条 防犯カメラ機器設置後の対応

第１項 システムの保守管理等業務

受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムを適正に運用するため、以下のとおり対応を行うこと。それに必要となる一切の費用は受注者の負担とする。

(1) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、正常な状態で使用できるよう管理し、受注者の責任においてすべての維持管理及び保守を実施すること。

(2) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、受注者において、統一された障害受付窓口を設置し、その対応を行うこと。

(3) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、保守体制を確保し、点検、補修等について適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。

(4) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、不具合を発見又は通報を 受けたときは、速やかに状況を確認し、発注者への報告や当該不具合の対応を行うこと。また、受注者において、LPWA故障検知等IoT機能によるＥメール受信を行うことにより、速やかな不具合の発見に努め、当該不具合の対応等を行うこと。

(5) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、障害が発生した場合は、工期等について発注者と協議の上、速やかに補修等に着手すること。

(6) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、補修等の作業が完了したときは、その内容を書面により発注者に報告すること。

(7) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、消耗部品の交換を行うこと。

(8) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、補修又は消耗部品や付属品の取り替えを行っても、正常な状態に回復しない場合は機器等を交換すること（その不具合が自然災害（地震、台風を含むすべての災害）の他、不可抗力によるものと判断した場合でも、受注者の負担とする。)。

(9) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、その不具合が自然災害の他、不可抗力によるものと判断した場合でも、受注者の負担により補修等を行うこと。

(10) 運用開始前及び後において、地元住民等からの申出や発注者の都合により、設定した防犯カメラの画像の確認、マスキングの消去・再設定（マスキング部分の追加含む）や角度の調整、移設を行う場合は、受注者において速やかに措置を行うこと。また、マスキングや角度の変更、移設等を行った場合で、録画する映像に変更が生じた場合は、当該変更が生じた防犯カメラの台帳及び報告書等も作成しなおし、発注者に提出すること。

(11) 運用開始前及び後において、設置した防犯カメラが、発注者の都合等により、移設することとなった場合、受注者は、本仕様書で定める設置上の留意事項等を踏まえて官公署や電力会社等へ必要となる全ての手続きの支援等を行うとともに、防犯カメラ機器の取り外しや取り付けを行い、適切に移設すること。それに必要となる一切の費用は受注者の負担とする。また、移設を行った場合は移設後の資料を提供すること。

(12) 受注者は、設置工事の際に行った官公署や電力会社等への手続きの支援（道路や電柱等に係る許可が得られるまでに必要となる関係部署との協議や申請書の作成支援、各種資料の作成支援等の一切の事務を含む）について、期間の満了等により、その更新が必要となった場合は、その事務を遅滞なく行うこと。また、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。なお、申請書への押印や申請書の提出等について、それを受注者が行うことができない場合は、発注者と受注者との協議により、発注者が行う。

(13) 受注者は、防犯カメラ機器の設置後から借入期間終了までの間、事故等による防犯カメラ機器が損傷した際には、次のとおり対応するものとする。

① 事故等により、設置した防犯カメラ機器が通行等に支障をきたすことになった場合は、受注者がその撤去を行うこと。

② 上記①により受注者が撤去した防犯カメラ機器の復旧については、事故当時者との交渉を含め、受注者が行うこと。

③ 防犯カメラ機器を適正に復旧させること。

(14) 受注者は、防犯カメラ機器の取扱方法、アクセスログの確認、新たなパスワードの設定方法等、ソフトウェア、サーバ等システムについて、簡易なマニュアルを作成し、発注者に提出することとし、事前に発注者の承認を得ること。また、当該マニュ

アルについて説明を行うこと。

(15) 受注者は、発注者より依頼があった場合、防犯カメラ機器及びソフトウェア等の設定情報を書面により開示すること。書面の様式については、作成前に発注者と協議すること。

(16) 受注者は、保守業務により取り出したデータを確実に消去すること。また、知り得た情報は外部に漏らさないこと。

(17) 本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第２項 運用状況等の定期報告について

受注者は、防犯カメラ機器の運用状況等について、以下のとおり定期的に報告等を行うこと。それに必要となる一切の費用は受注者の負担とする。

(1) 受注者は、毎月１回、防犯カメラのアクセスログと保守対応の回数を集計し、発注者へメールで報告すること。報告様式は、別途協議の上作成すること。なお、提出期限は原則として毎月１５日とする。報告はクラウド等で確認し、正確に報告すること。

(2) 受注者は、毎月１回、防犯カメラが正常な状態であることをクラウド等で確認し、発注者へメールで報告すること。なお、提出期限は原則として毎月１５日とする。

(3) 受注者は、年１回、設置した機器が正常に稼働していることを現地にて確認すること。また、現地確認を行った月の翌月末までに、以下の内容を書面及びデータにより発注者に報告すること。

・機器の不具合の詳細報告
・昼間及び夜間に撮影した映像
・録画日数、GPS の状態、ランプ表示、無線 LAN 機能の状況の一覧表
・その他パスワード変更等のセキュリティ対策に関する事項

第３項　借入期間終了時

(1) 借入期間終了時は、受注者が機器を取り外し引き取るものとし、発注者は作業が円滑に行えるよう協力すること。また、借入期間中に撮影した映像については借入期間終了後も一定期間保管すること。なお、一定期間保管後は、記録媒体を適切な方式で廃棄処分すること。

(2) 受注者が機器の取り外し作業を行わない場合は、別途協議を行うこと。

第６条　環境への配慮

交野市は、市自ら実施する事業や事務活動について、環境への影響を把握し、環境の改善と保全に取り組むため、独自の環境マネジメントシステムを運用している。業務に

際しては、「交野市環境マネジメントシステム」を参考に十分環境に配慮すること。
（参考：交野市環境マネジメントシステム マニュアル
https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2011062400170/file_contents/K-EMSmanual.pdf）